

平成26年 4月16日制定
平成26年 7月29日改正
平成31年 3月26日改正
令和 3年 6月21日改正
令和 8年 4月 1日改正

政府調達に関する苦情の処理手続細則

1 苦情の申立て

(1) 提供を行うことが可能であった者の定義

「政府調達に関する苦情の処理手続」（令和3年6月21日改正。以下「手続」という。）2(1)の「提供を行うことが可能であった者」とは、調達手続への参加に関心を有し又は有していた者で、次に掲げる者を含む。

ア 入札に参加した者（提供を行った者を除く。）

- ① 一般競争入札に参加した者
- ② 指名競争入札に参加した者
- ③ 随意契約手続に何らかの対応をした者

イ 入札に参加する予定はあったが、参加しなかった者

- ① 調達手続に違反があったため入札に参加しなかった者
- ② 調達機関が指名競争入札又は随意契約を行ったため、参加できなかった者
- ③ 入札参加資格手続において参加を認められなかった者

ウ 入札手続（随意契約を含む。）に間接的に参加する者

(2) 協議の終了

手続2(2)に基づく協議は、供給者、調達機関のいずれからでも、書面による通知をもって打ち切ることができる。

(3) 協議の期間の取扱い

手続2(2)に基づく協議終了の結果、苦情が解決に至らなかった場合には、協議に要した期間は苦情申立期間の進行が停止するものとし、その期間は苦情申立期間から除外する。

2 期間

(1) 県の休日の定義

県の休日とは、神奈川県の日を定める条例（平成元年条例第12号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。

3 参加者

(1) 参加の意思の通知

手続4(3)に基づく参加の意思は、参加の趣旨及び理由を明らかにした書面をもつ

て通知しなければならない。

(2) 参加の通知の取下げ

ア 手続4(4)の規定に基づく取下げは、書面をもって行わなければならない。

イ 委員会は、手続4(4)の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

4 苦情の検討の手続

(1) 郵送に係る苦情申立ての期限

手続5(1)に基づく苦情申立ての書類が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日（その表示がない場合又はその表示が明瞭でない場合には、その郵便物について通常要する郵送日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）に提出されたものとみなす。

(2) 10 作業日の緩やかな解釈

手続5(3)に基づく苦情申立ての却下については、10 日間では判断困難なこともあり得るので、申立て後「10 作業日」以内に却下することを原則とするが、個別事情に応じあくまで例外的措置として「申立て後 10 作業日」を超えた場合も却下することができる。

(3) 誤った教示をした場合の救済

関係調達機関又は神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会（以下「委員会」という。）が誤って所定の期間よりも長い期間を苦情申立期間として教示した場合であって、その教示された期間内に苦情申立てがされたときは、当該苦情は、所定の苦情申立期間に申し立てられたものとみなす。

(4) 苦情申立てを受理した場合の公示方法

手続5(6)の規定に基づく公示は、「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」（平成26年7月29日神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会委員長定め）により行う。

(5) 調達機関の定義

調達機関とは、产品及びサービス又は公共事業等の調達を行う機関であって、県の機関（地方自治法に定める知事、委員会及びその他の機関の内部部局、附属機関並びに支庁、地方事務所、支所及び出張所を含む。）及び県が単独で設立する地方独立行政法人（地方独立行政法人神奈川県立病院機構、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学及び地方独立行政法人神奈川県立福祉機構）とする。

ただし、県が単独で設立する地方独立行政法人が行う調達に関して、手続1(1)で定める苦情処理を委員会が行うのは、当分の間とする。

(6) 調達機関の長の定義

①県の機関においては、知事とする。

ただし、財務規則等に基づき、知事よりその所掌に係る支出負担行為に関する事務

権限が委任されている場合には、支出負担行為担当官を調達機関の長とみなす。

②地方独立行政法人神奈川県立病院機構においては、理事長とする。

③地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所においては、理事長とする。

④公立大学法人神奈川県立保健福祉大学においては、理事長とする。

⑤地方独立行政法人神奈川県立福祉機構においては、理事長とする。

(7) 代理人についての承認の申請の方式等

ア 弁護士である代理人の権限を証明する手続 5 (8) クの書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。

イ 弁護士以外の者を代理人とすることにつき手続 5 (8) カの承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

ウ イの書面には、代理人の権限を証明する手続 5 (8) クの書面を添付しなければならない。

(8) 補佐人についての承認の申請の方式

手続 5 (8) コの承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

(9) 利害関係を有する者の定義

手続 5 (8) タの「当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者」とは、当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりのある者をいう。

(10) 苦情申立ての取下げ

ア 手続 5 (9) の規定に基づく取下げは、書面をもって行わなければならない。

イ 委員会は、手続 5 (9) の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(11) 関係調達機関の報告書の当事者以外への非公開

委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、手続 5 (10) アの規定に基づく報告書の内容について当事者以外に公表しないように要請する。

(12) 商業上の秘密情報の定義

手続 5 (10) ウの「商業上の秘密情報」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないものをいう。

5 検討の結果及び提案

手続 6 (1) 及び 6 (2) の規定による報告書及び提案書の公表方法については、委員会が別に定める。

6 苦情の受付及び処理の状況の公表

手続 8 の規定に基づく公表は、「政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方

法について」（平成 26 年 4 月 16 日制定）により行う。